議案第９号

山都町報酬及び費用弁償条例等の一部改正について

山都町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年３月５日提出

山都町長　坂本　靖也

（提案理由）

昨今の物価高騰等の社会情勢の変化に対応するとともに、町費の適正な支出を図るため、旅費に関する関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

（山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第１条　山都町報酬及び費用弁償条例（平成１７年山都町条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）

区分	航空賃、鉄道賃、船賃及びその他の交通費	日当	宿泊費
		１日につき	１夜につき
非常勤職員（学校医を除く。）	実費相当額とする。ただし、その他の交通費について、移動に要する費用の算定が困難な場合には、路程１キロメートルにつき３７円として算定する。	２，２００円。ただし、町内、上益城郡内、下益城郡美里町、阿蘇郡高森町、又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、１，１００円	実費相当額とする。ただし、１９，０００円を上限とする。
学校医（医師、歯科医師及び薬剤師）		１１，０００円	

（町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第２条　町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成１７年山都町条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

区分	航空賃、鉄道賃、船賃及びその他の交通費	宿泊費	宿泊手当
		１夜につき	１夜につき
常勤職員	実費相当額とする。ただし、その他の交通費について、移動に要する費用の算定が困難な場合には、路程１キロメートルにつき３７円として算定する。	実費相当額とする。ただし、１９，０００円を上限とする。	２，４００円

注　包括宿泊費（移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用をいう。）の場合にあっては、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の相当額とする。

（山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第３条　山都町職員等の旅費に関する条例（平成１７年山都町条例第４６号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第１４条」を「―第１３条」に、「第１５条―第２９条」を「第１４条―第２５条」に、「第３０条」を「第２６条」に、「第３１条―第３３条」を「第２７条―第２９条」に改める。

第２条第１項第４号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第３条第６項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項、同条第４項及び

第５項並びに第５条において同じ。）を受け」に改め、同項第１号中「車賃として支払った金」を「その他の交通費」に、「、払戻しを受けることができなかった金」を「払戻しを受けることができなかった金又は所要の取消し手続を行ったにもかかわらずなお支払う必要がある金」に改め、同項第１号ただし書中「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第７項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削る。

第４条第３項中「（取消しを含む。）」を削り、同条第４項中「（以下「出張命令書等」という。）」を「（出張命令書又は旅行依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「出張命令書等」という。）」に、「これを当該旅行者に提示し、又は当該旅行者の旅行命令権者に交付して」を「当該旅行者又は当該旅行者の旅行命令権者に通知して」に改め、同項ただし書中「提示し、又は交付する」を「通知する」に改め、同条第５項中「当該旅行者に提示し、又は」を「当該旅行者又は」に、「交付」を「通知」に改める。

第６条第１項中「車賃、諸費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第５項から第１２項までを次のように改める。

５　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行について、実費額又は路程に応じ１キロメートル当たりの定額により支給する。

６　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの実費額により支給する。ただし、宿泊費が包括宿泊費（移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用をいう。）の場合にあっては、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の相当額とする。

７　宿泊費（包括宿泊費を除く。）の額は、１９，０００円を限度として、

旅行中の宿泊に係る実費額による。

８　宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ１夜当たり２，４００円を支給する。

９　旅行雑費は、実費額により支給する。

１０　転居費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について実費額により支給する。

１１　着後滞在費は、赴任に伴う移転に必要な滞在について支給する。

１２　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

第８条を次のように改める。

第８条　旅費の計算を行う場合において、旅行日数は、旅行のために現に要した日数（第５条第１項又は第２項の規定による出張命令等の変更の申請により旅行命令権者が認めた当該変更に係る日数を含む。）による。

第９条第１項中「諸費及び宿泊料」を「宿泊手当」に改める。

第１１条を削る。

第１２条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第１１条とする。

第１３条第１項中「旅費請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第１２条とする。

第１４条を第１３条とする。

第１５条中第２項及び第３項を削り、同条を第１４条とする。

第１６条を第１５条とし、第１７条を第１６条とする。

第１６条の次に次の１条を加える。

（その他の交通費）

第１７条　その他の交通費の額は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イ若しくはハに規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車を利用して移動する場合の運賃又は同法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡される自家用自動車の賃料その他当該移動に直接要する経費及びその他これらを利用して移動する場合に直接付随する費用の合計額とする

２　前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を受けた場合であって当該旅行者の私用車を利用して旅行するときは、その他の交通費の額は、全路程１キロメートル当たり３７円を乗じて得た額（１キロメートル未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

第１８条から第２１条までを次のように改める。

（旅行雑費）

第１８条　旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

（転居費）

第１９条　転居費の額は、次の各号のいずれかの方法により算出した実費額による。

（１）　運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（２）　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第１号の規定により算出した額を超えるときは、当該額とする。

２　前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費により支給が適当でない費用を除くものとする。

３　職員又は家族がこの条例の規定によらず赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前２項の規定により算出した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くものとする。

（着後滞在費）

第２０条　着後滞在費の額は、５夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る

第６条第７項に規定する宿泊費及び同条第８項に規定する宿泊手当の合計額による。

（家族移転費）

第２１条　家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

（１）　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（２）　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

第２２条から第２５条までを削る。

第２６条を第２２条とし、第２７条を第２３条とし、第２８条を第２４条とする。

第２９条第３項を次のように改める。

３　第３条第２項第３号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃、及びその他の交通費とする。

第２９条を第２５条とし、第３０条から第３３条までを４条ずつ繰り上げる。

別表第１及び別表第２を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山都町報酬及び費用弁償条例、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第１条　山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年条例第39号)新旧対照表

現行

別表第2(第3条関係)

区分	航空運賃	鉄道賃及び船賃	車賃	日当	宿泊料(1夜につき)	
				1日につき	甲地方	乙地方
非常勤職員（学校医を除く。）	実費	1　鉄道賃 運賃(急行料金を含む。) 2　船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	37円／km	2,200円。ただし、町内、上益城郡内、下益城郡美里町、阿蘇郡高森町、又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、1,100円	13,000円	12,000円
学校医（医師、歯科医師及び薬剤師）				11,000円		

備考　公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。

改正後（案）

別表第2(第3条関係)

区分	航空賃、鉄道賃、船賃及びその他の交通費	日当	宿泊費
		1日につき	1夜につき
非常勤職員（学校医を除く。）	実費相当額とする。ただし、その他の交通費について、移動に要する費用の算定が困難な場合には、路程1キロメートルにつき37円として算定する。	2,200円。ただし、町内、上益城郡内、下益城郡美里町、阿蘇郡高森町、又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、1,100円	実費相当額とする。ただし、19,000円を上限とする。
学校医（医師、歯科医師及び薬剤師）		11,000円	

第２条　町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第40号)新旧対照表

現行

別表第2(第6条関係)

区分	航空賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費	宿泊料(1夜につき)	
				1日につき	甲地方	乙地方
常勤職員	実費	1　鉄道賃 運賃(急行料金を含む。) 2　船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	37円／km	2,200円 ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。	13,000円	12,000円

備考

1　鉄道賃中、急行料金の支給については、一般職の職員の例による。

2　宿泊料欄中、甲地方、乙地方の区分については、山都町職員の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)別表の備考の定めるところによる。

改正後（案）

別表第2(第7条関係)

区分	航空賃、鉄道賃、船賃及びその他の交通費	宿泊費	宿泊手当
		1夜につき	1夜につき
常勤職員	実費相当額とする。ただし、その他の交通費について、移動に要する費用の算定が困難な場合には、路程1キロメートルにつき37円として算定する。	実費相当額とする。ただし、19,000円を上限とする。	2,400円

注　包括宿泊費(移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用をいう。)の場合にあっては、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の相当額とする。

3　公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。	

第３条　山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第46号)新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章　総則(第1条―第14条) 第2章　内国旅行の旅費(第15条―第29条) 第3章　外国旅行の旅費(第30条) 第4章　雑則(第31条―第33条) 附則 (定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　（略） (4)　扶養親族　職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (5)　（略） 2　（略） (旅費の支給) 第3条　（略） 2～5　（略） 6　第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けること	目次 第1章　総則(第1条―第13条) 第2章　内国旅行の旅費(第14条―第25条) 第3章　外国旅行の旅費(第26条) 第4章　雑則(第27条―第29条) 附則 (定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　（略） (4)　家族　職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 (5)　（略） 2　（略） (旅費の支給) 第3条　（略） 2～5　（略） 6　第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けること

ができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した額があるときは、当該額のうちその者の損失となった額で次に掲げるものを旅費として支給することができる。

(1)　鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃として支払った金並びにホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった金。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例により支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

7　第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、天災その他真にやむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

(1)・(2)　（略）

(出張命令等)

第4条　（略）

ができる者がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した額があるときは、当該額のうちその者の損失となった額で次に掲げるものを旅費として支給することができる。

(1)　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びにホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった金又は所要の取消し手続を行ったにもかかわらずなお支払う必要がある金。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例により支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費及び宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。

7　第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、天災その他真にやむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

(1)・(2)　（略）

(出張命令等)

第4条　（略）

2　（略）	2　（略）
3　旅行命令権者は、必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、既に発した出張命令等を変更(取消しを含む。)することができる。	3　旅行命令権者は、必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、既に発した出張命令等を変更＿＿＿＿＿＿＿＿することができる。
4　旅行命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令書又は旅行依頼書(以下「出張命令書等」という。)＿＿＿＿＿＿＿＿

	る。
6　諸費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。	6　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。ただし、宿泊費が包括宿泊費(移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用をいう。)の場合にあっては、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の相当額とする。
7　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、公の施設に宿泊して行われる研修会等に出席したときは、別表第1に定める宿泊料にかかわらず、宿泊実費を支給する。	7　宿泊費(包括宿泊費を除く。)の額は、19,000円を限度として、旅行中の宿泊に係る実費額による。
8　旅行雑費は、実費額により支給する。	8　宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当たり2,400円を支給する。
9　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ定額により支給する。	9　旅行雑費は、実費額により支給する。
10　着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。	10　転居費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について実費額により支給する。
11　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。	11　着後滞在費は、赴任に伴う移転に必要な滞在について支給する。
12　第22条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。	12　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第8条　旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。	第8条　旅費の計算を行う場合において、旅行日数は、旅行のために現に要した日数(第5条第1項又は第2項の規定による出張命令等の変更の申請により旅行命令権者が認めた当該変更に係る日数を含む。)による。
2　前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたと	

きは、これを1日とする。 3　第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。	
第9条　旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における諸費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。	第9条　旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊手当　　は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
2　（略）	2　（略）
第11条　1日の旅行において諸費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による諸費又は宿泊料を支給する。	
第12条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃　　を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。	第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第13条　旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書　　に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全	第12条　旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全

部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の額の支給を受けることができない。	部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の額の支給を受けることができない。
2～5　（略）	2～5　（略）
第14条　（略）	第13条　（略）
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第15条　（略）	第14条　（略）
2　前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの (2)　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの	
3　第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。	
(船賃)	(船賃)
第16条　（略）	第15条　（略）
(航空賃)	(航空賃)
第17条　（略）	第16条　（略）
	(その他の交通費)
	第17条　その他の交通費の額は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ若しくはハに規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車を利用して移動する場合の運賃又は同法第80条第1項の許可を受

	けて業として有償で貸し渡される自家用自動車の賃料その他当該移動に直接要する経費及びその他これらを利用して移動する場合に直接付随する費用の合計額とする 2　前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を受けた場合であって当該旅行者の私用車を利用して旅行するときは、その他の交通費の額は、全路程1キロメートル当たり37円を乗じて得た額(1キロメートル未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とする。
(車賃) 第18条　車賃の額は、別表第1に掲げる定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。 2　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 3　前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	(旅行雑費) 第18条　旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。
(諸費) 第19条　諸費の額は、別表第1に掲げる定額による。	(転居費) 第19条　転居費の額は、次の各号のいずれかの方法により算出した実費額による。 (1)　運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 (2)　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行

	う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算出した額を超えるときは、当該額とする。 2　前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費により支給が適当でない費用を除くものとする。 3　職員又は家族がこの条例の規定によらず赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算出した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くものとする。
(宿泊料) 第20条　宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1に掲げる定額による。 2　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。	(着後滞在費) 第20条　着後滞在費の額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る第6条第7項に規定する宿泊費及び同条第8項に規定する宿泊手当の合計額による。
(旅行雑費) 第21条　旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。	(家族移転費) 第21条　家族移転費の額は、次に掲げる額とする。 (1)　赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額 (2)　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの

(移転料)

第22条　移転料の額は、次に規定する額による。

(1)　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2に掲げる定額による額

(2)　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(着後手当)

第23条　着後手当の額は、別表第1に掲げる諸費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、町長が別に定める額により支給する。

(日額旅費)

第25条　第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて町長が指定するものとする。

(1)　測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2)　長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

行 (3)　前2号に掲げるもののほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張 2　日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が町長に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。 (外国人医師の特別旅費) 第26条　（略） (非常勤職員の旅費) 第27条　（略） (退職者等の旅費) 第28条　（略） (遺族の旅費) 第29条　（略） 2　（略） 3　第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次の規定により計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。 (1)　職員が死亡した日における扶養親族1人ごとに、その帰住の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額 ア　12歳以上の者については、その帰住の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額の3分の2に相当する額 イ　12歳未満6歳以上の者についてはアに規定する金額の2分の1に相当する金額、6歳未満の者についてはその帰住の際における職員	(外国人医師の特別旅費) 第22条　（略） (非常勤職員の旅費) 第23条　（略） (退職者等の旅費) 第24条　（略） (遺族の旅費) 第25条　（略） 2　（略） 3　第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃、及びその他の交通費とする。

相当の諸費の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその帰住の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(外国旅行の旅費)

第30条　(略)

(旅費の調整)

第31条　(略)

(旅費の特例)

第32条　(略)

(委任)

第33条　(略)

別表第1(第18条―第20条、第22条関係)

車賃 (1kmにつき)	諸費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
		甲地方	乙地方
37円	2,200円 ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。	13,000円	12,000円

備考

1　宿泊料の欄中、「甲地方」とは一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定による地域手当の級地の区分で1級地から5級地までとされている地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。

2　町外旅行で固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊し

(外国旅行の旅費)

第26条　(略)

(旅費の調整)

第27条　(略)

(旅費の特例)

第28条　(略)

(委任)

第29条　(略)

たものとみなす。

3　公用車による旅行にあっては車賃は支給せず、私用車による旅行にあっては車賃を支給する。

別表第2(第21条関係)

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
4級以上の職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
3級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考　路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

旅費規程の主な見直し（案）

１．趣旨

昨今の物価高騰等の社会情勢の変化に対応するとともに、町費の適正な支出を図るため、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

２．改正内容

１）旅費の種類に関する改正

No.	旅費の種類	改正の有無		改正内容
		有	無	
1	鉄道賃	○		**距離制限の廃止**
2	船賃		○	
3	航空賃		○	
4	車賃	○		**『その他の交通費』に名称変更** 1）路線バス、タクシー、レンタカー等について明記 2）実費額又は１キロメートル当たりの定額（37円）での支給 →私用車利用の場合その他計算に寄りがたい場合は、１キロメートル当たりの37円の定額
5	諸費	○		**『宿泊手当』としての支給に改正** 【現　行】 2,200円 → 現地交通費（1/2）及び通信連絡費等（1/2）から構成 → 県外への出張の際のみ支給 【改正後】 **2,400円**（国の基準額と同額） **→宿泊を伴う場合のみ、県内外かかわらず支給** ※現地交通費については、その他の交通費等で支出でき、日帰りの出張において、通信連絡費等の必要性については不透明であるため現行の諸費については廃止。 宿泊を伴う出張においては、諸雑費等が発生することが想定されることから定額で2,400円を支給
6	宿泊料	○		**『宿泊費』に名称変更** 【現　行】 地域別による定額支給 （甲地方：13,000円、乙地方：12,000円） 【改正後】 **１）上限額：１９，０００円**（国の基準額（東京都などの基準額）と同額）を設け、**実費額での支給** →特別の事情（年末年始、大型連休等で宿泊費が高騰する場合など）の場合は１９，０００円を超えた分についても支給可。 →現行の『旅費の調整』の条文により支給可能（要決裁） **２）包括宿泊料（パック料金）について明記** →実費額で支給 ※旅行会社に直接支払うことを想定
7	旅行雑費		○	
8	移転料	○		**『転居費』に名称変更** 【現　行】 路程等に応じた定額支給 【改正後】 実費額での支給 ※別表第２については廃止
9	着後手当	○		**『着後滞在費』に名称変更** 【現　行】 諸費定額の５日分及び宿泊料定額の５夜分での定額支給 【改正後】 ５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給
10	扶養親族移転料	○		**『家族移転費』に名称変更** ・町長が定める額　→　額等について明記

２）その他の改正

１）旅行代理店等に町から直接旅費に相当する額を支払えるように改正

→　**民法の『代理』により可能。本人の意思表示が必要なため、兼命令の際に連名で、①本人への支給分②旅行会社等への支払分を設定するようにして決裁を回す等の工夫が必要。**

→　**条例ではなく、旅費マニュアルに記載**

２）出張命令等について、デジタル化に対応できるよう改正

出張命令書又は旅行依頼書について、電子化にも対応できるよう改正
様式については、電子で対応できない場合も考慮し、そのまま残すこととする。

３）日額旅費の廃止

これまでは、宿泊料等について定額での支給としていたことから、長期の出張等の際には不当に旅行の実費を超えて支給することとなるため、これを防ぐため日額旅費の規定を設けていた。
今回の改正により定額での支給分を実費額での支給へ改正することから日額旅費については廃止するもの。